

70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。70歳未満で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで 自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
一定以上所得者※1	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から 自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
一定以上所得者※1	<u>150,000円</u> +医療費が <u>500,000円</u> を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	<u>83,400円</u>
一般	<u>80,100円</u> +医療費が <u>267,000円</u> を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	<u>44,400円</u>
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円(平成18年9月30日までは670万円)を超える世帯。

※2 過去12か月間に、ひとつの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

70歳以上の人

一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上の人のうち、一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで

2割



平成18年10月1日から

3割

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。70歳以上で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



平成18年10月1日から 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者	<u>44,400円</u>	<u>80,100円</u> +医療費が <u>267,000円</u> を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合 <u>44,400円</u>)
一般	12,000円	<u>44,400円</u>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

医療制度改革にともない、平成18年10月1日から制度が改正されます。主な改正点は次のとおりです。

平成18年10月から国民健康保険と老人保健が一部変わります